

掛川市条例第11号

掛川市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市都市公園条例の一部を改正する条例

掛川市都市公園条例（平成17年掛川市条例第133号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章～第4章（略）</p> <p>附則 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）<u>及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p><u>第1章の2 都市公園の設置基準等（第2条の2－第2条の4）</u></p> <p>第2章～第4章（略）</p> <p>附則 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）<u>その他法令に定めがあるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p><u>第1章の2 都市公園の設置基準等（都市公園の設置基準）</u></p> <p><u>第2条の2 法第3条第1項の条例で定める都市公園の配置及び規模に関する基準は、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第1条の2及び第2条に規定する基準とする。</u></p> <p><u>（公園施設の設置基準）</u></p> <p><u>第2条の3 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。</u></p> <p><u>2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第2項から第5項までに規定する範囲とする。</u></p> <p><u>（都市公園移動等円滑化基準）</u></p> <p><u>第2条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項の都市公園移動等円滑化基準は、移</u></p>

<p>第2章 都市公園の管理 (行為の禁止) 第3条 (略)</p>	<p><u>動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第115号)に規定する基準とする。</u> 第2章 都市公園の管理 (行為の禁止) 第3条 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。